「ほっかいどうナイスハートフェア in イオンモール札幌発寒」での出店について

申込・準備

1　出店の申込み等

北海道産障害者就労施設等の製品の販路拡大事業実行委員会（以下、販路拡大実行委員会）事務局（北海道社会福祉協議会　北海道障がい者就労支援センター［０１１－２４１－３９８２］）へ別に定める期限までに申込書の提出をお願いします。

出店に当たり、次の書類の提出が必要です。

（１）製品販売入館者一覧表 ・開催企業での来館者等把握のため、参加予定者及び時間を記入願います。 ・自動車で来館・駐車する場合は、車両番号を記入してください。
（２）製品出品施設・事業所・作業所一覧 ・参加事業所等の確認と「のぼり」及びフェアチラシ等の作成のため。
（３）商品リスト及び取扱注意事項一覧 販売予定商品の確認（販売可能かどうか）のため。 ※記載されている取扱商品以外は販売不可 **<u>※食品を販売する場合は、全ての製品の食品表示も併せて提出してください</u>。**
（４）製品販売に係る問い合わせ・苦情等 開催期間中、終了後に団体・施設等へ問い合わせ・苦情等があった場合は、速やかに報告してください。
（５）製品売上一覧 終了後、速やかに売上実績を報告願います。

2　出店料

無料

3　販売製品について

販売できるのは、「障害者就労施設等で製作・販売している製品（障がいのある方々が、地域での就職や自立した生活を目指し、障害福祉サービス事業所等で作業訓練の一環として製作した製品）」です。

（例）利用者が製作したパン→○

原材料を仕入れ、別の商品として二次加工したもの（茶葉を仕入れ、ティーバッグに加工。）→○

商品や野菜を製造元・販売元より購入し、利用者が袋詰め・シール貼りのみ行った商品→×

4　貸出備品等について

- 　イオンモール札幌発寒から長机（180×45㎝）の貸出があります。（原則２台まで）
- 　冷蔵ケースの貸し出しはございません。
- 　電気機器を使用する場合、延長コード及び養生テープを持参ください。

5　販売準備

- 　売上金は各自で管理してください（釣り銭等用意）。
- 　領収証を必要とする方に対応できるよう、**<u>各事業所で領収証を準備してください</u>**。
- 　長机に敷く布及び１日目終了後に商品を覆う白布等は、各自で用意してください。
  ※　当イベントで使用する什器は長机のため、荷物等は長机の下に置くことになります。
  　　無理のない範囲で、机の下に置く荷物等が隠れる長さの布等をご準備願います。
- 　のぼり、のれん等で縦＋横＝１㎜を超える媒体物は、消防法により防炎加工が必要です。
- 　食品を販売する場合は、**<u>エプロン（可能であれば三角巾や帽子なども）を着用してください。</u>**
- 　食品を床に直置きしないようお願いします。
  ※　在庫を机の下に置く場合、台車等の上にカゴ等を置くようにお願いします。
- 　事業所のチラシや製品案内リーフレットなどを机等に設置し、配布することもできます。
- 　ギフトに適した製品は、包装資材を用意の上、ラッピングが可能であることを表示するなど、

お客様に喜ばれる工夫をしてみてください。（おもちゃやアクセサリー、各種小物など）

6　販売商品の注意点

・　保健所の製造許可を受けていること。
・　ＰＬ法（製造物責任法）の保険に加入していること。
・　パン、クッキー等の常温食品のみ販売可、冷凍食品は販売不可です。要冷蔵品（乳製品、和洋生菓子等）の販売は原則不可ですが、対応可能な場合もありますので事前にご相談ください。

7　商品の表示について

・　食品表示（品名、原材料名、内容量、消費期限(賞味期限)、保存方法、製造者、アレルギー物質等）を適正に行っていること。

※　食品表示の基準を守らなかった場合、違反となり、法的に罰せられますので、必ず所管の保健所等へ事前に確認すること。

※　内容確認のため、販売する全ての製品の食品表示を提出すること。

・　価格表示について、税抜価格を表示する場合は税抜きであることが分かるよう表示すること。
・　食品以外の商品についても各種法令を遵守すること。
・　販売者及び問合せ先や取扱注意事項を記載したショップカード等を積極的に表示・配布すること。

◆食品表示担当機関一覧

品質に関する事項（JIS 法由来） 名称、原材料名、原産地、内容量など	住所地を所管する各（総合）振興局 保健環境部環境生活課道民生活係
	札幌市市民文化局消費生活課　調査指導係
衛生に関する事項（食品衛生法由来） 添加物、アレルゲン、期限表示など	住所地を所管する各保健所
保健に関する事項（健康増進法由来） 栄養成分表示など	住所地を所管する各保健所
家庭用品品質表示法	北海道経済産業局 製品安全室 電話:011-709-1792
ペットフード安全法	北海道農政事務所 消費・安全部 畜水産安全管理課 電話：011-330-8816
消費生活安全法（乳幼児玩具等）	北海道経済産業局　製品安全室 電話 011－709－1792（直通）

8　当日の時間

【１日目】	集合時間：午前９時００分設営開始　※９時までに会場に集合 販売時間：午前１０時から午後６時まで（開店・閉店時間厳守）
【２日目】	集合時間：午前９時３０分（準備に時間を要する場合は、９時から設営可能） 販売時間：午前１０時から午後６時まで（開店・閉店時間厳守）　※撤収作業

※　２日間の出店ですが、複数の事業所が合同で参加することも可能です。
※　１日のみの出店についてもご相談ください。（申込多数の場合、販路拡大実行委員会事務局で調整）
※　２日目のみの出店の場合は、集合時間ではなく、９時からの設営をお願いします。

9　会場設営及び撤収作業について

初日は長机の組み立て、店舗の設営作業、２日目は商品や長机等の片付け作業があります。作業は実施主体及び参加事業所で行います。

１０　その他

・　トラブルが発生した場合は、必ず道庁障がい者保健福祉課へ連絡をお願いします。

「ほっかいどうナイスハートフェア in イオンモール札幌発寒」での出店について　当日

※当日の流れや注意事項等を記載しているので**必ず持参**してください。

1　時間

【1日目】	集合時間：午前９時設営開始（９時までに会場に集合） ※長机の設置、店舗の設営等 販売時間：午前１０時から午後６時まで（開店・閉店時間厳守）
【2日目】	集合時間：午前９時３０分 販売時間：午前１０時から午後６時まで（開店・閉店時間厳守） ※午後６時から、商品や長机・会場を片付けて、現状復帰する。

2　入館手続

・　販売員（職員、利用者等）は、従業員通用口受付で手続し、入館してください。
　※　入館証は必ず着用してください
　※　**入館リストに記載のない方や車両で来店した場合は、実施主体までお知らせ願います。**
・　自動車は、店舗駐車場への駐車は可能だが、店舗入口付近は避けて駐車してください。
　※　身体に障がいがある等で配慮が必要な場合はご相談ください。

3　販売時留意点

・　売り場内での**携帯電話の使用（緊急通話及び SNS 等用の写真撮影を除く）や飲食は控える**こと。
　※　SNS 等用に写真撮影をする場合も可能な限り開店前に済ますこと。
・　**身体に障がいのある方以外のイスの使用は控える**こと。
・　販売時間内に商品が売り切れた場合でも、販売時間終了時間までは「完売」表示をし、ショップカードの配布など、売り場の運営を継続し、お客様へ対応してください。
・　商品に関する問い合わせや苦情等は、事業所等が責任を持って対応してください。
（道及びイオンモール札幌発寒は対応しません）
・　**万が一トラブルがあった場合、必ず事業所で対応すること。**
（問い合わせや苦情等がイオンモール札幌発寒に入ることのないよう、ショップカード等を配布するなど、事業所の連絡先をお客様へ伝えること。）
・　感染症等対策については、基本的に各事業所の判断となりますので、必要に応じて対策を講じること。ただし、感染症等の流行状況によっては、必要な感染対策を講じていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。
・　西側駐車場のみ１時間以降は有料となり、1,000 円以上お買い上げのお客様は、駐車場が追加で２時間無料となりますが、本催事は当該サービスの対象外となります。

4　休憩・昼食等

（1）休憩
・　職員休憩所（事務所３階）を利用してください。
・　水分補給のみの場合は、仮設の小休憩スペースをご利用ください。（売場で飲まないこと。）

（2）昼食
・　店内飲食店を利用時　　：**入館証を外してください。**
・　事務所３階職員休憩所利用時：入館証を着用してください。

（3）トイレ
客用トイレは利用できません（車椅子の方を除く）ので、従業員用のトイレをご使用ください。

トラブル発生時の連絡先

○　**道庁　障がい者保健福祉課　011-206-6473（直通）**
出店上のトラブル（例：販売時間に間に合わない・販売中止）
売り場運営上のトラブル（釣り銭の誤り、商品の渡し忘れ）　など
○　**イオンモール札幌発寒（北日本広告社様）**
※　釣り銭・商品の渡し忘れ等、館内放送などの対応が必要なものは、先にイオン札幌発寒のサービスカウンターへの依頼が必要ですので、障がい者保健福祉課へ連絡してください。